

第102号議案

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和5年11月27日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

地域包括支援センターの職員の配置基準を改める必要がある。

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

中野区地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年中野区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（職員に係る基準及び当該職員の員数）」に改め、同条第2項中「同項各号に掲げる者のいずれか1人」を「、次の表の左欄に掲げる当該第1号被保険者の数に応じ同表の右欄に定める者の数」に改め、同項に次の表を加える。

| | |
|--------------------------|------------------|
| おおむね6,000人以上 7,000人未満 | 前項各号に掲げる者のいずれか2人 |
| おおむね7,000人以上 | 前項各号に掲げる者のいずれか3人 |

第3条に次の1項を加える。

- 3 前2項に定めるもののほか、当該地域包括支援センターが担当する区域の実情に応じ区長が必要と認めるときは、前2項の規定により配置する職員に加えて運営上必要な常勤の職員を置くものとする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。